

(財)ソフトウェア情報センター 発行 専務理事 山地克郎 編集 調査研究部長 柳沢茂樹

No. 107 (2007/06)

目次

1.	,	知的財産権問題関連 人手貸料ご案内	1
	(1)) 海外の文献情報	1
		2) 日本の文献情報	
2.	,	FSFがGPLv3の最終ドラフトを公表	8
3.	,	行政の動向	8
	(1)) 知的財産戦略本部、「知的財産推進計画2007」を決定	8
	(2)) 文化審議会著作権分科会の動向	.12
	(3)) 反トラスト法の執行と標準設定―米司法省反トラスト局司法次官補代理が講演―	· 14
4.		立法の動向	.14
	(1)) 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案	.14
	(2)) 映画の盗撮の防止に関する法律案	.15
5.		国内の裁判例	.15
	(1)) 著作権侵害差止等請求事件(携帯電話向けストレージサービス)	.15
6.	,	お知らせ	.17
	(1)) 平成19年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 受講者募集中	.17
	(2)) 平成19年3月23日開催「ソフトウェアADRセミナー」の内容と模擬仲裁DVDの無	ŧ償
		領布について	18

1. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内

収集期間	2007年5月1日~5月31日	
凡 例	: 訴訟関連資料 : 法令関連資料	: 論文 : ニュース

※ 掲載した資料は当財団閲覧室で自由にご覧いただけます。 [月~金 10:00~16:00]

(閲覧室が使用できない場合もございます。事前にご連絡ください。)

(1) 海外の文献情報

(1) //			
I. BN	A/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	INTERNATIONAL	Apr. 13, 2007	
	U.S. Files Two New WTO Complaints Against China Over IPR	P. 700	
	Protection, Barriers		
	COPYRIGHTS	Apr. 13, 2007	
	Legal Issues Likely to Increase With The Commercialization of	P. 702	
	User-Generated Content		
TA-	PATENTS	Apr. 13, 2007	
' •'	Patent Correction Was Invalid Since It Broadened Claims and Error Was	P. 703	
	Not Evident		
	Central Admixture Pharmacy Services Inc. v. Advanced Cardiac Solutions		
	P.C., Fed. Cir., No. 2006-1307, 4/3/07		
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/061307Apr3.pdf		
T	COPYRIGHTS	Apr. 13, 2007	
' - '	Agence France-Presse, Google Inc. Settle Copyright Infringement Dispute	P. 706	
	Agence France-Presse v. Google Inc., D.D.C., No. 1:05-cv-00546,		
	settlement entered 4/6/07		
	COPYRIGHTS	Apr. 13, 2007	
	Stanford Launches Copyright Databases Allowing Online Searches of	P. 708	
	Renewal Records		
	問合せ先:mcalter@stanford.edu		
A.A.	TRADEMARKS	Apr. 13, 2007	
' - '	Use of Army Marks Likely to Confuse, Despite Absence of Actual	P. 708	
	Confusion		
	In re Association of the United States Army, TTAB, No. 76578579, 4/4/07		
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/76578579Apr4.pdf		
	COPYRIGHTS	Apr. 13, 2007	
	Rules Changes Are Proposed For Registration of Copyright Renewals	P. 710	
	参照:http://pub.bna.com/ptcj/COApr4.pdf		
T	TRADEMARKS	Apr. 13, 2007	
' - '	First Sale Doctrine Does Not Apply to Stolen Goods	P. 711	
	Klein-Becker USA LLC v. Englert d/b/a Mr. Finest Supplements, D. Utah,		
	No. 2:06CV-378 TS, 3/28/07		

I. BN	A/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/206378March28.pdf	
	PATENTS	Apr. 20, 2007
	Leahy and Berman Introduce Bipartisan, Bicameral Bill to Reform	P. 727
	Patent Law	
	参照:http://pub.bna.com/ptcj/S1145Apr18.htm	
	GENERAL	Apr 20, 2007
	DOJ and FTC Outline Analysis for Applying Antitrust Law to	P. 728
	Intellectual Property Rights	
	参考:	
	http://www.usdoj.gov/atr/public/hearings/ip/222655.htm	
	http://www.ftc.gov/reports/innovation/P040101PromotingInnov	
	ationandCompetitionrpt0704.pdf	
	COPYRIGHTS	Apr 20, 2007
	Board Declines to Rehear Royalty Determination for Internet	P. 729
	Broadcasters	
	参考:http://pub.bna.com/ptcj/digitalApr16.pdf	
T.A.	COPYRIGHTS	Apr 20, 2007
	Long Delay in Exploiting Recovered Work Severs 'Reliance Party' Status	P. 730
	Under URAA	
	Troll Co. v. Uneeda Doll Co., 2d Cir., 05-6487-cv, 4/13/07	
	判决文:http://pub.bna.com/ptcj/056487Apr13.pdf	
	COPYRIGHTS	Apr 20, 2007
	Panelists Seek 'Best Practices' Approach To Fair Use for User Generated	P. 732
	Content	
	参考:	
	http://www.centerforsocialmedia.org/	
	http://www.centerforsocialmedia.org/videos/remix_cultuer/	
	http://www.centerforsocialmedia.org/resources/publications/	
	statement_of_best_practices_in_fair_use/	
	http://www.centerforsocialmedia.org/resources/publications/ statement of best practices in fair use/	
	PATENTS	Apr 20, 2007
	1st-Inventor-to-File System Will Not Impact Ethics or Kill Interference	P. 734
	Work, Lawyer Says	
	参考: http://law.cua.edu/Conference/ethicsinpatentlaw/	
	PATENTS	Apr 20, 2007
	Patent Examiners' Unions Warn Of Global Decline in Patent Quality	P. 737
	参考: http://pub.bna.com/ptcj/POPAletterApr13.pdf	
	COPYRIGHTS	Apr 20, 2007
		Apr 20, 2007 P. 739
	Roundtable on WIPO Broadcasters' Treaty Set for May 7 in Washington,	7 - 7
	D.C.	
	参考:http://pub.bna.com/ptcj/WIPOApr12.pdf	

I RN	A/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
I. DI	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Apr 20, 2007
	COPYRIGHTS Record Processor Boundary Bodge Towns For Newscommunical Educational	P. 740
	Board Proposes Royalty Rates, Terms For Noncommercial Educational Broadcasters	
	参考:http://pub.bna.com/ptcj/BroadcastingApr17.pdf	A == 20, 2007
	COPYRIGHTS Comment Sounds on Organization Of Continued Need for Statutory	Apr 20, 2007 P. 740
	Comment Sought on Operation Of, Continued Need for, Statutory	1.710
	Licensing	
a de la companya de l	参考 http://pub.bna.com/ptcj/Sec109Apr16.pdf	A mm 20, 2007
	COPYRIGHTS P. J. C. J. A. C.	Apr 20, 2007 P. 742
	Bankruptcy Asset Buyer May Display on Web, Sell Acquired Items	1.742
	Bearing Protected Image	
	Bryant d/b/a Russ Bryant Photographer v. Gordon, N.D. Ill., No. 1:05-cv-03066, 4/6/07	
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/053066April6.pdf	
	GENERAL	Apr 20, 2007
	Germany Will Propose 'Best Practices' For IP Protection at G8's June	P. 744
	Summit	
A	PATENTS	May 4, 2007
ועי /	Supreme Court Finds That Patent Obviousness Inquiry Was Applied	P. 5
	Too Rigidly	
	KSR International Co. v. Teleflex Inc., U.S., No. 04-1350, 4/30/07	
	判決文 http://pub.bna.com/ptcj/KSRApr30.pdf	
The second	PATENTS	May 4, 2007
, 5,	Shipment of Windows Master Disks Abroad Is Not Infringing Supply of	P. 7
	Patented Component	
	Microsoft Corp. v. AT&T Corp., U.S. No. 05-1056, 4/30/07	
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/MicrosoftApr30.pdf	
	PATENTS	May 4, 2007
	Supreme Court Patent Rulings Meet Mixed Reaction From Industry,	P. 10
	Parties, Practitioners	
A A	PATENTS	May 4, 2007
/ - /	Court Refuses to Vacate Vonage Infringement Verdict Based on High	P. 12
	Court's KSR Ruling	
	Verizon Services Corp. v. Vonage Holdings Corp., Fed. Cir., No.	
	2007-1240, motion denied 5/2/07	
X	COPYRIGHTS	May 4, 2007
	Downloaded Music Via Internet Is a Reproduction, Not a Performance	P. 19
	United States v. American Society of Composers, Authors and Publishers, S.D.N.Y., No. 41-1395 (WCC), 4/25/07	
	判決文:http://pub.bna.com/ptcj/411395Apr25.pdf	

I. BN	A/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
	COPYRIGHTS	May 4, 2007
	Royalty Board Finalizes Webcasting Royalties Following Failed Appeal,	P. 20
	Congressional Action	
	参考 http://pub.bna.com/ptcj/CRBMay1.pdf	
	PATENTS	May 4, 2007
	Industry Group's Proposed Policy On Patent Information Clears DOJ	P. 26
	Review	
	参考 http://www.usdoj.gov/atr/public/busreview/222978.htm	
	PATENTS	May 11, 2007
	PTO Issues Staff Memo in Response To High Court's KSR Ruling	P. 58
	参考 http://pub.bna.com/ptcj/PTOMay3memo.pdf	
A	COPYRIGHTS	May 11, 2007
	Suit Alleging Massive Copyright Infringement On YouTube Site Seeks	P. 60
	Class Action Status	
	Football Association Premier League Ltd., v. YouTube Inc., S.D.N.Y., No.	
	07-cv-3582, complaint filed 5/4/07	
	訴状 http://pub.bna.com/ptcj/073582May4.pdf	
	COPYRIGHTS	May 11, 2007
	SoundExchange to Audit 2005 Filings On Digital Audio Transmissions by	P. 68
	Microsoft	
	参考 http://pub.bna.com/ptcj/72fedreg24623.pdf	
	PATENTS	May 11, 2007
	Analysis & Perspective	P. 71
	KSR: A Return to First Principles	

II. E	II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
TA-	COPYRIGHTS	Apr 18, 2007	
, ,,	Database of Computer Part Numbers, Descriptions Not Entitled to	P. 353	
	Protection		
	Windgate Software LLC v. Minnesota Computers Inc., D. Minn., No.		
	06-4142, 3/28/07		
The second	COPYRIGHTS	Apr 18, 2007	
' - '	State-Law Claim for Wrongful Exploitation Of Software Held Preempted	P. 354	
	by Copyright Act		
	Montgomery v. eTreppid Techs. LLC, D. Nev., No. 3:06-cv-00056, 3/20/07		
	判決文:http://pub.bna.com/eclr/06cv00056.pdf		

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)			
TA.	COPYRIGHTS	Apr. 18, 2007	
, ,	9th Circuit Partially Revives Adult Web Site's DMCA Suit	P. 3	
	Perfect 10 Inc. v. CCBiII LLC et al., No. 04-57143, 2007 WL 925727 (9th		
	Cir. Mar. 29, 2007).		

III. C	computer & Internet Litigation Reporter (USA)	
	(判決文全文掲載)	
X	PATENTS	Apr. 18, 2007
/ 🗸	Apple, Dell, Sony Added to Bluetooth Patent Lawsuit	P. 9
	Washington Research Foundation v. Matsushita Electric Industrial Co. Ltd.	
	et al., No. 06-1813, amended complaint filed (W.D. Wash., Seattle Mar.	
	15,2007).	
THE STATE OF THE S	COPYRIGHTS	May 2, 2007
	Facebook.com Site Based on Stolen Code, Mass. Suit Claims	P. 4
	Connectu Inc. v, Facebook Inc. et al., No. 07-CV-10593-DPW, complaint	
	filed (D. Mass. Mar. 28, 2007).	
	(訴状全文掲載)	
A	PATENTS	May 2, 2007
	Judge: Calif. VideoTech Firm Can't Enforce Two Patents	P. 9
	Qualcomm Inc. v. Broadcom Corp., No. 05-1958,2007 WL 1031373 (S.D.	
	Cal. Mar. 21, 2007).	
-CA	D.I. TED VEG	M 2 2007
大津	PATENTS	May 2, 2007 P. 10
	Calif. Software Firm Drops Patent Suit Against German Rival	1.10
	Sonic Solutions v. Nero AG et al., No. 06-478, notice of voluntary dismissal	
-0.4	filed (E.D. Tex., Marshall Div.Mar. 20, 2007).	M 16 2007
NA.	PATENTS No Defend Infinite content in U.S. When Softman Content Occurred High	May 16, 2007 P. 3
	No Patent Infringement in U.S. When Software Copied Overseas, High	1.3
	Court Says Microsoft Corp. v. AT&T Corp., No. 05-1056, 127 S. Ct. 1746 (U.S. Apr.	
	<i>мистозор согр. v. АТ&Т согр.</i> , 100. 03-1030, 127 3. ст. 1740 (0.3. Арг. 30, 2007).	
	(判決文全文掲載)	
A A	PATENTS	May 16, 2007
/\/F`	Supreme Court Rejects Federal Circuit's Obviousness Test	P. 4
	KSR International Co. v. Tleflex Inc. et al., No. 04-1350, 2007 WL 1237837	
	(U.S. Apr. 30, 2007).	
	(判決文全文掲載)	
4 -4	PATENTS	May 16, 2007
/V/~	Software Provider Nets \$20M Settlement With Nine Companies	P. 5
	Forgent Networks Inc. v. EchoStar Communications Corp et al., No.	
	05-318, settlement reached (E.D. Tex., Marshall Div. Apr. 26, 2007).	
	PATENTS/LEGISLATION	May 16, 2007
	Patent-Reform Bills Introduced in Congress	P. 5
	法案:	
	Patent Reform Act of 2007 (Introduced in Senate)	
	http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.1145:	
	Patent Reform Act of 2007 (Introduced in House) http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1908:	
	100p.//chomas.100.gov/cg1 bin/query/2.0110.n.n.1900.	

(2) 日本の文献情報

I. AIPPI(社団法人日本国際知的財産保護協会)			
	特許法第41条の解釈上の課題について	2007-5	
	松田一弘	P. 35	
	シンガポール特許法の潜在的な問題点	2007-5	
	Lloyd Wise Singpore/事務局(訳)	P. 54	
	知的財産関連の動向	2007-5	
	需要が伸び続ける WIPO 調停・仲裁センターのサービス	P. 75	

II. P	II. Patent (日本弁理士会)		
	コンピュータ・ソフトウェア審査基準の再考察	2007-5	
	徳重貴久	P. 4	
(P)	判例評釈「まねき TV」事件(東京地裁決定)	2007-5	
	帖佐 隆	P. 33	
	知っておきたいソフトウェア特許関連判決(その6)	2007-5	
	一新規事項の追加とされた補正について、当初明細書等の記載から自明であると	P. 84	
	認められた例―		
	野本可奈		

III. E	Ⅲ. 国際商事法務(社団法人国際商事法研究所)		
	特許の正当化に関する紛争と競争法	2007-5	
	荒井弘毅	P. 593	
	検索エンジンと米国著作権法〔上〕	2007-5	
	城所岩生	P. 601	
	情報取引法についての一考察(下)	2007-5	
	國生一彦	P. 639	
	米国知財重要判例紹介 第2回	2007-5	
	ライセンス契約と抱き合わせ	P. 706	
	ユアサハラ法律特許事務所 米国知財判例研究会		
	インターネット法判例紹介(108)	2007-5	
	Campbell v. Gen. Dynamics Gov't Sys. Corp. ~「雇用の変更契約にはク	P. 726	
	リック等の意思表示が必要とされた事例~		
	平野 晋		

Ⅳ. コピライト(社団法人著作権情報センター)			
	講演録/著作隣接権の理論的課題	2007-5	
	本山雅弘	P. 2	
	大きく動き出した米国の映像配信市場	2007-5	
	―テレビ番組に続いて映画も―	P. 22	

IV. コピライト(社団法人著作権情報センター)

駒崎武一

V. 発明(社団法人発明協会)



【日米 Hot-line】

時

2007-6

P. 64

第30号 2006

- 純粋先願主義を主体とする米国特許法改正案が上院と下院で同時 に発表される
- 特許権者がライセンス交渉で特許訴訟を提起することはないと述べても特許侵害や有効性に争いがある限り、確認訴訟は提起できる (SanDisk Corporation, v. STMicroelectronics, Inc., et al., Fed. Cir. No. 05-1300)

VI. 日本工業所有権法学会年報

巻頭言

4

II 研究報告

商標機能論の再検討 宮脇正晴 医療方法の特許保護 佐藤祐介

III特集 知的財産法の現状と課題

i シンポジウム:知的財産保護の交錯・専属・欠如.....渋谷達紀 先端技術の特許保護......高倉成男 顧客吸引力の保護.....茶園成樹 創作投資の保護.......横山久芳

ii 質疑応答

iii 論 説

産業財産権法及び著作権法と不正競争防止法の補完関係.....土肥一史 退職従業者に対する競業行為の制限......松村信夫 先端技術と有用性要件......平井昭光 欧州データベース保護指令に関する動向......蘆立順美 遺伝資源及び伝統的知識の保護をめぐる議論の基層.......田上麻衣子 地域団体商標制度と地理的表示の保護.......今村哲也

IV その他

学会記事

学会規約

2. FSF が GPLv3 の最終ドラフトを公表

米国の The Free Software Foundation (FSF)はかねてより GNU General Public License (GNU GPL)の改版作業を進めてきたが、米国時間 5 月 31 日、4 番目であり最後となるドラフトを公表した。今後 29 日間コメントを受付けたあと、6 月 29 日に正式なライセンスを公表するとしている。

3月28日に公表された前回のドラフト3からの変更内容は以下のとおり:

- GPLv3 は Apache License version 2.0 と「コンパチブル」になった¹。
- 3月28日以降に差別的な特許契約を結んだディストリビュータはGPLv3にもとづくソフトウェアの配布を禁止される。昨年11月にマイクロソフトと特許保護契約を結んだノベルはこの条件に当らずGPLv3ソフトの配布が許されるが、それは他の条項²により、コミュニティの利益になると考えられるからである。
- プログラムの私的な変更を外注したり、データセンターで動作させる場合の条項が追加された。
- 消費者用機器の定義が米国法を引用してなされてたところを、明示的なクライテリア に変更した。

詳細については、FSFのウェブサイトhttp://gplv3.fsf.org/を参照されたい。

[コメント]

GPLv3 では消費者機器においてユーザが変更したソフトをその機器上で動作させるための情報(installation information)を開示しなければならない。現在 GPLv2 によりリリースされている Linux がもし GPLv3 に移行することになれば、安全対策、法令遵守、著作権保護その他の面でハード/ソフトー体として責任を持たねばならない組込み機器メーカーにとって、Linux の採用は見直しをせまられることになろう。FOSS(フリー/オープンソースソフトウェア)の採用拡大の機運に水をささないためには、現在の FOSS ブームの立役者である Linux が GPLv3 に移行しないことが肝要と思われるが、Linus Torvaldsなどの Linux カーネル開発者の動向が注目される。

3. 行政の動向

(1) 知的財産戦略本部、「知的財産推進計画 2007」を決定

¹ コンパチブルであるとは、それぞれのライセンスにもとづいてリリースされたプログラムを組み合わせてひとつのプログラムとすることが許されるということである。GPL とコンパチブルか否かが問題となるのは、GPL には、GPL にもとづいてリリースされたプログラムを他のプログラムと組み合わせてひとつのプログラムとした場合、そのプログラム全体に GPL の適用範囲が拡大されるという独特かつ有名な条項があるためである。

² GPLv3 セクション 11 の第 6 段落で、「特許ライセンスにもとづいて対象プログラムをある者に配布する場合には、その特許ライセンスは自動的にすべての受領者に拡大される」としている。

政府の知的財産戦略本部(本部長・安倍晋三 内閣総理大臣)は 5 月 31 日、第 17 回知的財産戦略本部会合を開催し、知的財産推進計画 2007 を決定した。

同計画のポイントは次のとおり(第17回知的財産戦略本部会合資料より)。

- 1. 知的財産の創造
 - ○分野別知財戦略の策定
 - ・重点推進4分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料)等
 - ○戦略的に知財活動に取り組む大学等・TLO の連携強化・重点支援
 - ○現場の課題へのきめ細かな対応
 - ・共同研究時の学生の位置付けや知財権の帰属等のルールの明確化
 - ・特許情報を活用した研究開発の戦略化を促進
- 2. 世界特許の実現と特許審査の迅速化
 - ○海外での権利取得を早期化 (特許審査ハイウェイ)
 - ・国際出願の審査結果を特許庁間で相互利用し、審査を効率化
 - ○特許制度の共通化を推進
 - ・日米欧の出願様式統一や、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」実現に向 けた交渉の加速
 - ○特許審査・審判の迅速化と質の維持向上
 - ・審査順番待ち期間ゼロを目指し、2013年には11ヶ月に短縮
 - ○アジア等における知財制度整備を支援
 - ・ 知財に関する立法支援、審査協力、人材育成、情報化協力等
- 3. 模倣品・海賊版対策の強化
 - ○模倣品・海賊版拡散防止条約を早期に実現
 - ・ニセモノの製造、流通、消費を国際的に防止
 - ○映画盗撮防止法を適正に運用
 - ・日本の映画産業に多大な被害を与えている映画館での映画の盗撮を禁止
 - ○税関による水際取締りを強化
- 4. 国際標準化活動の強化
 - ○国際標準総合戦略を具体化

(2006年12月の知的財産戦略本部会合で決定)

- ・産業界がアクションプランを策定・実施
- ・国際標準の獲得により産業の発展が望まれる分野に対し、戦略的に研究資金を配分
- ・国際標準化活動のリーダーを育成
- ・人的ネットワークの強化や国際共同提案を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定・実施
- 5. 中小企業と地域への支援
 - ○中小・ベンチャー企業の知財を保護
 - ・商工会、商工会議所「知財駆け込み寺」(全国約 2,500 箇所)等の相談機関の機能 を強化するとともに、これらの連携を強化。
 - ・法令違反や望ましくない業界慣行の事例を業界別に作成
 - ○大企業の未利用特許を活用

- ・未利用特許のウェブサイトを整備
- ○地域の知財戦略を支援
 - ・地域知財本部の活動と意欲的な地方公共団体への支援を強化
 - ・地域ブランドや観光資源など地域固有の知財の活用を支援
- 6. 文化創造国家づくり
 - ○世界トップクラスのコンテンツ大国を実現
 - ・デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備
 - ・ネット配信や国際展開を促進する契約ルールづくり
 - ・ネット検索サービスに伴う著作権法上の課題を解決
 - ○日本ブランドを振興
 - ・日本の食文化や食材を世界に普及
 - ・地域ブランドを保護する地域団体商標制度の活用を促進
 - ・「東京発日本ファッション・ウィーク」を強化
- 7. 日本の魅力の世界への発信
 - ○JAPAN 国際コンテンツフェスティバルを実現
 - ・アニメ、マンガ、映画など日本のコンテンツの魅力を総結集
 - ○日本の魅力を体系的・効果的に発信
 - ・海外での日本のイメージ等を体系的に調査分析し、施策に反映
 - ・コンテンツ、日本食、ファッション、観光等を連携させた取組を推進
- 8. 知財人材の育成
 - ○「知的財産人材育成総合戦略」を実行
 - ・弁理士など知財専門人材の増加と資質の維持向上
 - ・研究者、企業経営者などの意識改革
 - ・ 国民各層への知財教育の推進
 - ○国内・外の研修機関間のネットワークを構築

以上のほか、コンピュータソフトウェアに関係する主な施策は次のとおり。

第1章 知的財産の創造

- 3. 大学、研究機関において知的財産を活用し、創造を促進する
 - (7) 日本版バイ・ドール制度の活用を促進する
 - ii) 2007年通常国会において「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」 が成立し、日本版バイ・ドール制度の適用対象がソフトウェア開発事業にも拡大 されたことを踏まえ、2007に当該改正について広く周知するとともに、同規定の 運用のガイドラインを定めこれを適用する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

- 4. 先端技術に係る知的財産問題に取り組む
 - (3) ソフトウェア分野における大学等の知的財産管理を促進する
 - i) 2007 年度中に、産学が連携して大学発のソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組み、ソフトウェアに係る人材育成の課題等を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ii) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や 流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、2007 年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの 策定や円滑な管理を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

iii) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知財全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知財の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を 2007 年度中に収集し広く提供する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

第3章 知的財産の活用

- I. 知的財産を戦略的に活用する
 - 3. 知的財産の円滑・公正な活用を促進する
 - (2) ソフトウェア分野における知的財産活用の円滑化を図る
 - i) 2007 年度も引き続き、既存の知財権制度の利用を前提に、各企業等が保有する知財権についてパブリックドメインを構築し、ソフトウェア間の相互運用性の確保等によるイノベーションの向上を図るなど産業界における自主的な対応を促進する。

(経済産業省)

ii) 2007 年度も引き続き、オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアを活用してシステム構築を行う際のベンダーやユーザーのリスクの所在を明確にしてリスク回避・低減の解決策を提案した「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」を周知し企業における活用を図るとともに、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

- I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する
 - 1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する
 - (1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る
 - ⑧契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る 著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等について検討 を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、 2007 年度中に結論を得る。

(文部科学省)

○関連資料

● 知的財産推進計画 2007

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2007.html

● 知的財産戦略本部会合(第 17 回)議事次第・配付資料 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai17/17gijisidai.html

(2) 文化審議会著作権分科会の動向

Ⅰ 法制問題小委員会

6月7日、第4回目の法制問題小委員会が開催された。今回の議題も前回までに引き続き、「デジタルコンテンツの特質に応じた制度の在り方について」と「海賊版の拡大防止のための法的措置の在り方について」。

「デジタルコンテンツの特質に応じた制度の在り方について」では、「デジタルコンテンツ」という用語の定義に関する問題や、そもそも検討対象を「デジタル」コンテンツに限定すべきかといった問題、さらに「登録」を前提とした制度とする場合の法的効果に関する問題等が検討された。

なお、今後の検討について、テレビ放送番組等過去のコンテンツの利用に関しては「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に、新たな創作物に関する問題に関しては別のワーキングチームまたは研究会にそれぞれ議論を預け、その報告を受けてから本小委員会での議論を再開することとされた。

次に、「海賊版の拡大防止のための法的措置の在り方について」では、海賊版の広告行 為に関する問題および親告罪の非親告罪化に関する問題が検討された。

このうち、海賊版の広告行為に関しては、事務局による「海賊版の広告行為に関する論点まとめ」に従って各論点を検討。広告行為に関する規制に際して「情を知って」の要件を付加する必要があるとの意見や、当初は私的使用のために作成された複製物が目的外使用された場合に当該複製物がここでいう「海賊版」に含まれるか否か、インターネットサービスプロバイダー等が海賊版広告行為の主体とされるか否かといった疑問が提示され、これらに関する議論が展開された。

続いて行われた親告罪の非親告罪化に関する検討では、はじめに法務省刑事局および警察庁生活安全局の担当官が親告罪と非親告罪の相違点や捜査実務に関して報告。その後報告者と各委員との間で質疑応答等が行われた。

法務省の山元参事官は、親告罪とされている犯罪の類型や親告罪と非親告罪の手続上の 差異などを概観した後、すでに平成 10 年に非親告罪化が行われた産業財産権に言及した。 しかし、非親告罪化されたことによる捜査実務の変化については、「変化を具体的に述べ るだけの資料を持ち合わせていない」として回答を保留した。そして著作権侵害罪につい て非親告罪化された場合の取り締まりへの影響については、「捜査実務の現場を考えると、 非親告罪化すれば直ちに取り締まりが強化されるとはいえない」「被害者からの申告や協 力がなければ実際には訴追は非常に困難」との見解を示した。

警察庁の古谷知的財産権保護対策官は、知的財産権侵害事犯における捜査実務についての概要を紹介。実際の捜査においては告訴受理前からある程度の捜査を行っていること、権利者が告訴に消極的な場合には警察から告訴の働きかけを行うが、それにも関わらず告訴を得られない場合もあることなどを明らかにした。また、親告罪であることによる実務

上の支障として、権利者が被疑者との間で民事上和解に至った場合に告訴が取り下げられて公訴提起に至らない場合があること、権利者が民事的な解決が不調に終わった後に告訴しようとしても6ヶ月とされている告訴期間を徒過してしまう場合があることなどの例を示した。逆に非親告罪化による実務上のメリットとして、警察として社会に警鐘を鳴らすために検挙する価値が高い事件について捜査がある程度進んだ後に告訴が取り下げられることによって捜査が頓挫するという問題が解消されることを挙げた。ただし、古谷氏も法務省の山元氏と同様、「知的財産権侵害事件の捜査は権利者の協力なくして成り立たない」とし、告訴は捜査協力に積極的でない権利者に協力を求める手がかりとしての機能を果たしていることから、告訴が必要なくなった場合には捜査協力意識に影響するのではないかとの見解を示した。

法務省および警察庁からの報告を受けた後の質疑応答では、紹介された捜査実態との関係で非親告罪化することにどのような効果があるのか、親告罪にすべきと主張している人はどのような意図で主張しているのか、捜査実務に誤解があるのか、という疑問が示された。これに対して知的財産戦略本部の有識者本部員も務める中山主査が「細かい議論はしていないが、『どういう効果があるか』と聞いたら、『シンボリックな効果がある』という回答だった。」と回答。また、中山主査が報告者に対して「犯罪組織が関わっている場合もあれば新聞記者が侵害する場合もある。常習犯や暴力団だけを対象とすることは立法技術上可能か。」と質問したところ、警察庁の古谷氏からは、「何らかの常習性をメルクマールとすることは可能かもしれないが、暴力団を身分とすることは難しいのではないか」という趣旨の回答があった。

次回(第5回)の小委員会は6月29日に開催される予定。

○参考資料

著作権分科会 法制問題小委員会(第4回)議事録

(6月19日現在、議事次第のみ掲載)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07061121.htm

Ⅱ. 私的録音録画小委員会

6月15日に開催された第5回私的録音録画小委員会では、事務局が「私的録音録画に関する制度設計について」と題する資料を提出し、これに関する検討が行われた。

この資料について、著作権者、著作隣接権者側を代表する委員からはその内容を評価する意見が提示された一方で、録音録画機器等を提供するメーカー側を代表する委員は反発。提案されている制度改正の内容に理念がみられず、表面的な制度改正の議論になってしまうのではないかとの懸念を示すとともに、「前提条件の整理」として提示されている「第30条の範囲の縮小」「著作権保護技術と保証の必要性との関係」について、これまで行われてきた議論についてまったく触れられていないこと、メーカー側委員の意見が全く反映されていないことなど、委員会の検討プロセスに関わる問題点を指摘したうえで、異議のある点等について改めて意見書を提出するとした。

消費者を代表する委員なども、本小委員会が私的録音録画補償金制度の廃止、骨組みの 見直し、他の措置の導入も含めた抜本的な検討を行うために設置されたことを指摘し、制 度論に入る前の議論が十分に行われないまま制度論に入ることなどに対して疑問を呈した。 また、議論が錯綜する中で、30条の私的使用のための複製に関する規定も私的録音録画補償金制度も現状のまま維持することが一番良い結論ではないか、と指摘する委員もあった。

次回(第6回)の小委員会は6月27日に開催される予定。

○参考資料

「私的録音録画小委員会、見直し議論は『補償の必要がある』ことが前提?」INTERNET Watch (2007年6月18日)

http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/06/18/16070.html

(3) 反トラスト法の執行と標準設定一米司法省反トラスト局司法次官補代理が講演一

司法省反トラスト局の Gerald F. Masoudi 司法次官補代理(Deputy Assistant Attorney General, Antitrust Division, U.S. Department of Justice)は 5 月 10 日、ボストンで開催されたアメリカ知的財産法協会(AIPLA)の春期会合で講演し、技術標準化活動と反トラスト法との関係に関する同省の考え方の概要を紹介した。

講演の中で Masoudi 次官補代理は、標準設定機関の VMEbus International Trade Association (VITA)と Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. (IEEE)がそれぞれ新たに策定のうえ反トラスト法上の問題点の有無について検討を求めていた特許ポリシーに対する同省の回答や、4月17日に連邦取引委員会(FTC)と共同で公表した報告書(本誌先月号にて既報)の概要を紹介。技術標準の設定に関する今後の同省の取り組みについて語った。

○講演資料

http://www.usdoj.gov/atr/public/speeches/223363.htm

4. 立法の動向

(1) 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

特許権のライセンシーを特許権者の破産等による影響から保護することを目的とする「包括的ライセンス契約登録制度」(包括的ライセンス契約ごとに特許の通常実施権を登録でき、ライセンシーは公示されない制度)の創設や、国の委託した研究開発に係る知的財産権を事業者等に帰属させる日本版バイ・ドール規定を産業活力再生特別措置法から産業技術力強化法に移管し、恒久措置とするとともに、その対象にソフトウエア開発を追加するなどの措置を含む法律案が衆参両院において可決、成立し、5月11日に公布された。施行日は一部の規定を除き公布の日から6ヶ月以内(政令によって定められる)。

なお、包括的ライセンス契約登録制度に関しては、参議院経済産業委員会において「いわゆる包括的ライセンス契約登録制度においては、具体的な特許番号が特定されず、通常 実施権者の名称、実施権の内容、実施範囲が非公示であるなど第三者が登録内容を直ちに 確認することができないことから、登録対象となる実施権の特定方法、取引における情報 開示の在り方、実施権者保護の在り方について、知的財産権の取引実態を十分に考慮しつ つ、ガイドラインを策定するなど引き続き検討すること。」とする付帯決議が決定されて いる。

○関連資料

http://www.meti.go.jp/press/20070206001/20070206001.html

(2) 映画の盗撮の防止に関する法律案

5月23日、映画館等における「盗撮」行為を禁止する法律案が衆議院に続いて参議院で成立。5月30日に公布された。この法律は公布の日から3ヶ月後に施行される。

5. 国内の裁判例

(1) 著作権侵害差止等請求事件(携帯電話向けストレージサービス)

裁判所: 東京地方裁判所

事件番号: 平成18年(ワ)第10166号

裁判年月日: 平成 19 年 5 月 25 日

主 文 : 1. 原告の請求を棄却する。

2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事案の概要:

原告(イメージシティ株式会社)は、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザ(ただし、当面は KDDI 株式会社の au WIN 端末のユーザのみ)を対象として、「MYUTA」の名称により、CD 等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことのできるサービス(以下「本件サービス」という。)を提供しようとしている。

本件サービスは、原告が作成して提供する「MYUTA 専用 MUSIC UPLOADER」を用いて、ユーザが楽曲の音源データを自己のパソコンで携帯電話用ファイルに圧縮し、インターネットを経由して原告の運営する「MYUTA サーバ」(以下「本件サーバ」という。)のストレージにアップロードして蔵置し、これを任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードできるようにするものであり、これにより、ユーザにおいて、携帯電話で楽曲を自由に再生することができる。

原告は、平成 17 年 11 月、プレスリリースを経て、本件サービスにつき機能を限定して 無料による試用を開始した。

被告(社団法人日本音楽著作権協会)は、平成18年2月1日付けの書簡をもって、原告に対し、本件サービスの中止と権利者の許諾を得た上での再開を申し入れた。

本件サービスを利用するユーザの扱う楽曲の音源のほとんどが被告の管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)である。

その後、原告と被告の間において、本件サービスをめぐって著作権法に違反する事態の有無につき書簡が交わされ、原告は、平成 18 年 4 月 20 日、「著作権法の解釈を明確にした後、改めてサービスを再開することを目指」すとして、本件サービスをいったん終了した上、同年 5 月 17 日、原告の本件サービスの提供について、管理著作物の著作権に基づく差止請求権が存在しないことの確認を求め、本件訴訟を提起した。

これに対し、被告は、本件サービスについて原告が管理著作物の複製権及び公衆送信権

(送信可能化権及び自動公衆送信権)を侵害するとして、上記各権利に基づき、差止請求権がある旨を主張した。原告は、本件サービスにおいて管理著作物が複製されることは認めた上で、その行為主体はユーザであり、また公衆送信に当たらないなどと主張した。

裁判所は、複製権侵害について、本件サーバにおいて行われる複製行為についての原告の管理・支配性や図利性に照らして複製行為の主体は原告であるとして、原告は本サービスの提供により管理著作物の複製権を侵害するおそれがあると認定。自動公衆送信権については、本件サーバによる送信行為の主体は原告による本件サーバの支配・管理性に照らして原告であるとしたうえで、本件サービスがインターネット接続環境を有するパソコンと携帯電話を有するユーザが所定の会員登録を済ませれば誰でも利用することができるものであることをとらえ、ユーザーは本件サーバを設置する原告にとって不特定の者というべきであるとして、本件サーバは自動公衆送信のための装置に該当し、本件サーバからユーザーの携帯電話に向けたファイルの送信は自動公衆送信行為に当たると認定した。

そして、上記の認定に基づき、原告の行う本件サーバにおける複製行為および公衆送信 行為は被告の著作権を侵害するものであり、被告はこれら行為につき差止請求権を有する として、原告の請求を棄却した。

○裁判例情報 (裁判所ウェブサイト)

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=07&hanreiNo=34696&hanreiKbn=06

6. お知らせ

(1) 平成 19 年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 受講者募集中

毎年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権入門講座」、今年度も開講いたします。概要は下記の通りです。詳細はウェブサイトでもご覧いただけます。

Aコース

	開催日	講義タイトル	講師 (敬称略)
1	7月5日(木)	知的財産権法の概論	美勢 克彦
2	7月9日(月)	日本著作権法の概論	泉 克幸
3	7月19日(木)	ソフトウェア契約 (1)	龍村 全
4	7月25日(水)	ソフトウェア契約 (2)	大谷 和子
5	9月19日(水)	ソフトウェア特許の概説	三品 岩男
6	9月26日(水)	ソフトウェア特許の出願実務	土井 健二
7	10月3日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向、著作権管理の企業	亀井 正博
		内実務	

Bコース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
1	2008年 ソフトウェアの著作権侵害事例		椙山 敬士
	1月16日(水)		
2	1月23日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
3	1月30日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
4	2月6日(水)	不正競争防止法と知的財産権	小川 憲久
5	2月13日(水)	独占禁止法と知的財産権	大澤 恒夫
6	2月20日(水)	デジタル・コンテンツの契約	宮下 佳之
7	2月27日(水)	オープンソースソフトウェアをめぐる動向	岡村 久道

短期コース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
1	2007年	ソフトウェアと企業法務	大野 幸夫
	10月22日(月)		
2	10月23日(火)	ソフトウェアと契約	小倉 秀夫
3	10月25日(木)	ソフトウェアと特許	岩本 康隆
4	10月26日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法	石田 英遠

■ 時間・場所

【全コース】 時間:午後1時30分~4時30分(休憩・質疑応答含む)

場所:紀尾井町 剛堂会館ビル1階会議室

■ 受講料・応募締切 *料金には資料代・消費税が含まれます

	賛助会員	一般	締 切
【Aコース】	7 万円	11 万円	平成19年6月末
【Bコース】	7 万円	11 万円	平成 19 年 12 月末
【AB一括】	12 万円	20 万円	平成19年6月末
【短期コース】	4 万円	6万円	平成 19 年 10 月中旬

※各コース 1 回ごとの受 講も可能です。(一講座 会員 1 万 5 千円/一般 2 万円) 詳細お問い合わせ ください。 **(2)** 平成 **19** 年 **3** 月 **23** 日開催「ソフトウェア **ADR** セミナー」の内容と模擬仲裁 **DVD** の 無償頒布について

平成19年3月23日、大手町サンケイプラザにて開催した「ソフトウェアADRセミナー」の内容を、当財団のウェブサイトに掲載しました。参照先のURLは次のとおりです。

http://www.softic.or.jp/seminar/2007-ADR/

また、セミナーで放映されたフトウェア取引紛争の模擬仲裁をドラマ化した DVD を先着 200 名様に無償頒布しております(ただし、送料のみご負担いただきます)。

入手ご希望の方は、上記アドレスの注文フォームからお申し込み下さい。料金着払いに てお送りいたします。

SLN No. 107 (2007/06)

財団法人 ソフトウェア情報センター

発行: 専務理事 山地克郎 編集: 調査研究部長 柳沢茂樹

制作: 調査研究部 内田 礼/高橋宗利